右の者に対する業務上過失致死被告事件(当裁判所昭和四五年(あ)第一七六八号)について、昭和四六年一一月九日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、弁護人後藤昌次郎から異議の申立があつたが、右申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和四六年一一月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	<b>太</b> 隹
裁判官	関	根	小	郷